

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

モニタリング検査件数の算出方法 ①

① 国民の摂取量の多い食品、違反の蓋然性、輸入実績等をもとに食品を**157群**に分類

② 検査分類（残留農薬、抗菌性物質等、添加物、成分規格、カビ毒、遺伝子組換え、放射線照射）ごとに、一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数**299件***を仮設定。

※ CODEXガイドラインに基づく、95%の信頼度で違反率 1%以下の違反を検出可能な検査数

（参考）残留農薬の基準適合性判断のための推奨サンプリング法（CAC/GL 33-1999）

		1件の違反を発見できる率 (P)				
		99.9%	99.0%	95.0%	90.0%	60.0%
標本の違反率 (v)	10%	66	44	29	22	9
	5%	135	90	59	45	18
	1%	688	459	299	230	92
	0.5%	1,379	919	598	460	183
	0.1%	6,905	4,603	2,995	2,302	916

統計学的に、 v が集団における真の違反率、 n が標本数（無作為抽出の場合）とすると n 個の標本中に少なくとも1つの違反を検出する確率 P は、 $P = 1 - (1 - v)^n$ となる。

モニタリング検査件数の算出方法 ②

- ③ ②の検査数を基本として、**輸入件数、輸入重量、過去の違反率、過去の違反内容の危害度**を勘案し、食品群ごと、検査分類ごとに必要検査件数を設定

(例) 米穀における検査件数の算出 (平成21年度モニタリング計画案)

検査分類	残留農薬	抗菌性物質等	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射	合計
基本件数	299	299	299	299	299	299	299	2,093
↓ 輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危険度をもとに検査分類ごとに重み付けを行い、それぞれ必要な検査件数を設定 ↓								
検査件数	119	59	0	119	299	119	0	715

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生 健康被害発生の恐れ
 同一の生産国又は製造者並びに加工者からの同一の輸入食品 (例: O-157、リステリア、アフラトキシン等) 違反 → 直ちに検査命令

残留農薬 動物用医薬品 違反 → モニタリング検査頻度アップ 違反 → 違反の蓋然性が高いと判断される場合 検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（平成20年12月末現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (16品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	ずしこ キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	亜硝酸根 シアン化合物	
中国 (50品目)	鶏肉及びその加工品	フラソリドン、フラルタドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	鱈及びその加工品	マラカイトグリーン、フラソリドン	
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアソホス	
タイ (26品目)	養殖えび及びその加工品	オキシロニック酸	タイ政府が発行する証明書が添付されたものを除く。
	おくら	EPN	
	パサルシード	アフラトキシン	
米国 (12品目)	牛肉加工品	腸管出血性大腸菌O157	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。
	とうもろこし	アフラトキシン	

全輸出国15品目及び36カ国・1地域の205品目（平成20年12月末現在）

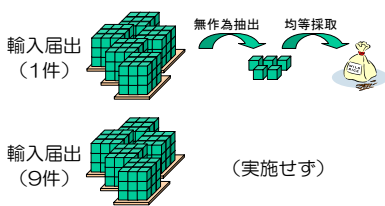
検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/dl/01g.pdf>

モニタリング検査と検査命令

モニタリング検査

同一食品群

例：10%の頻度で実施する場合



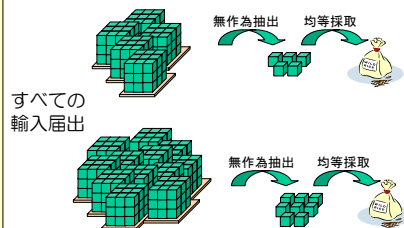
- 1. 検査頻度**
年間計画に基づき無作為に実施。
- 2. 検査対象**
同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。
- 3. 検体採取量**
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

例) 農薬検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
≤ 50	3	} 1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	
3,201 ~ 35,000	20	
≥ 35,001	32	

検査命令

同一生産国・同一食品群毎に実施



- 1. 検査頻度**
同一生産国、輸入の都度、全届出検査。
- 2. 検査対象**
同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。
- 3. 検体採取量**
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。